

新潟広域都市圏形成に係る
連携協約書

平成29年3月28日

新潟市・阿賀町

新潟市及び阿賀町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

新潟市（以下「甲」という。）及び阿賀町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏として新潟広域都市圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が連携して、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上を図ることにより、人口減少・少子高齢社会にあっても、活力ある地域経済を維持し、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する取組を連携して推進するものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が連携する取組及び役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

（費用負担）

第4条 前条に規定する取組に要する費用の分担については、甲及び乙が協議して別に定める。

（協議）

第5条 甲及び乙は、この連携協約の推進に関し連絡調整を図るため、毎年度協議を行うものとする。

（変更及び廃止）

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議

によるものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

附 則

この連携協約は、平成29年4月1日から施行する。

この連携協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有する。

平成29年3月28日

甲 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市

市長

乙 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

阿賀町

町長

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引

取組		甲の役割	乙の役割
産学金官民が一体となった経済成長の推進	産学金官民一体となった懇談会を設置して新潟広域都市圏ビジョンの進捗管理を行うとともに、今後の圏域の在り方の検討に取り組む。	乙と連携して、新潟広域都市圏ビジョンの進捗管理を行うとともに、経済成長の推進に中心となって取り組む。	甲と連携して、新潟広域都市圏ビジョンの進捗管理に協力するとともに、経済成長の推進に取り組む。
戦略的な観光施策	観光客の受入環境の整備を図りながら、圏域内の観光資源を活用し、コンベンション等(MICE)も含めた交流人口の拡大に取り組む。	乙と連携して、戦略的な観光施策の推進に中心となって取り組む。	甲と連携して、戦略的な観光施策の推進に取り組む。

2 高次の都市機能の集積・強化

取組		甲の役割	乙の役割
高度な医療サービスの提供	救急医療提供体制の充実を図り、高度な医療サービスの提供に取り組む。	高度な医療サービスの提供に取り組む。	甲の取組に協力する。
高度な中心拠点や圏域内外へのアクセス拠点の整備	高度な中心拠点や交通アクセス拠点の整備、利用促進等に取り組む。	高度な中心拠点の整備等に取り組む。	甲の取組に協力する。

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

取組		甲の役割	乙の役割
教育・文化・スポーツ	公共施設の相互利用等による教育・文化・スポーツの振興に取り組む。	乙と連携して、教育・文化・スポーツの振興に取り組む。	甲と連携して、教育・文化・スポーツの振興に取り組む。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組		甲の役割	乙の役割
地域公共交通	地域公共交通ネットワークの確保や利便性向上に取り組む。	乙と連携して、地域公共交通の充実に取り組む。	甲と連携して、地域公共交通の充実に取り組む。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

取組		甲の役割	乙の役割
人材の育成	圏域内市町村の職員等の能力向上を図るため、研修の共同実施等に取り組む。	乙と連携して、人材の育成に取り組む。	甲と連携して、人材の育成に取り組む。
圏域内市町村の職員等の交流	圏域内市町村の職員同士の連携強化等を図るため、人事交流の推進に取り組む。	乙と連携して、圏域内市町村の職員等の交流に取り組む。	甲と連携して、圏域内市町村の職員等の交流に取り組む。